



滋賀県指令北田第 5 号

長浜南部土地改良区

令和 7 年 5 月 1 日付け長南土第 13 号で申請のあった、長浜南部土地改良区の長浜南部地区土地改良事業（維持管理）計画の変更は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により認可します。

令和 7 年 (2025 年) 7 月 23 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造





県 章

滋賀県公報

令和7年(2025年)

8月5日

第637号

火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目

次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 告 示

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等の一部改正(税政課)	1
道路区域の変更(道路保全課)	1

○ 公 告

第54回採石業務管理者試験実施公告(イノベーション推進課)	2
公共測量実施公告(用地事業支援課)	3
公共測量終了公告(用地事業支援課)	4
建築士免許取消し公告(建築課)	4

○ 環境事務所告示

土壤汚染対策法第11条第2項の規定による一部の指定の解除(南部)	4
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良事業計画変更認可公告(湖北)	4

告

示

滋賀県告示第296号

平成27年滋賀県告示第474号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等)の一部を次のように改正する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月大造

表第9条第3項の項中「第9条第3項」を「第9条第4項」に改め、同表第9条第4項の項中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改め、同表第9条第5項第6号の項中「第9条第5項第6号」を「第9条第6項第6号」に改める。

滋賀県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和7年8月5日から令和7年8月19日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月大造

道 路 の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
		東近江市中岸本町字上堂414番 1地先から	変更後	最小 14.8m (最大	1228.5m	道路改良工事 (バイパス) に伴う道路区 域の変更

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 守山市焰魔堂町
- 3 作業の終了日 令和7年7月9日

建築士免許取消し公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により次のとおり建築士の免許を取り消したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年8月5日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 免許の取消しをした年月日 令和7年7月29日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名 本田寿司
二級建築士または木造建築士の別 二級建築士
登録番号 第3460号
- 3 免許の取消しの理由 建築士法第8条の2第1号の規定に基づく届出があつたため

環境事務所告示**滋賀県南部環境事務所告示第8号**

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第2項の規定により、令和3年滋賀県南部環境事務所告示第6号により指定した形質変更時要届出区域の一部の指定を解除する。

令和7年8月5日

滋賀県南部環境事務所長 浦山重雄

- 1 指定を解除する区域の所在地 野洲市野洲字川原端860番、860番3、字西ヶ瀧2286番の各一部
- 2 指定を解除する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壌溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウムおよびその化合物、セレンおよびその化合物、砒素およびその化合物、ほう素およびその化合物
- 4 土壌含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 5 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県南部環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告**土地改良事業計画変更認可公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、長浜南部土地改良区の長浜南部地区土地改良事業(維持管理計画)の変更は、令和7年7月23日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和7年8月5日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 藤江学